

一般社団法人日本ファインセラミックス協会
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本ファインセラミックス協会
(英文名 Japan Fine Ceramics Association。略称「JFCA」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、ファインセラミックスに関する情報の収集及び提供、産業動向及び標準化に関する調査研究等を行うことにより、ファインセラミックス産業の基盤の整備と振興を図り、もって本会の会員の発展と我が国産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) ファインセラミックス産業に関する情報の収集及び提供
- 2) ファインセラミックスに関する生産、流通、消費及び貿易についての調査研究
- 3) ファインセラミックスに関する標準化及び規格化についての調査研究
- 4) ファインセラミックスに関する産業協力等の国際協力の促進
- 5) ファインセラミックスに係る市場動向、技術開発等に関する講習会、講演会、研究会等の開催
- 6) ファインセラミックス産業の振興に関する調査研究
- 7) ファインセラミックスに関する普及啓発
- 8) 内外の関係機関、団体との連携及び協調
- 9) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、国内又は海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 正会員は、次の事業を営む法人及び個人並びにこれらのものを主たる構成員とする団体とする。

- 1) ファインセラミックス（原料を含む。）の製造
- 2) ファインセラミックスを使用した製品の製造
- 3) ファインセラミックスを使用した製品の工業的利用
- 4) ファインセラミックスの製造、評価試験又は利用の用に供する装置の製造
- 5) 前各号に係る研究開発

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の事業活動に必要な費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- 1) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- 2) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- 3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を得て、これを除名することができる。

- 1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

- 2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- 1) 会員の除名
 - 2) 理事及び監事の選任又は解任
 - 3) 理事及び監事の報酬等の額
 - 4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - 5) 定款の変更
 - 6) 解散及び残余財産の処分
 - 7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会においては、第14条第3項の書面に記載した目的たる事項以外の事項は、決議することができない。ただし、法人法第49条第3項ただし書の場合は除く。

(開催)

- 第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後75日以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、必要な事項を記載した書面をもって、開会の日の14日前ま

で正会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- 1) 会員の除名
- 2) 監事の解任
- 3) 定款の変更
- 4) 解散
- 5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第18条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

2 総会に出席しない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使できる。この場合において、その議決権の数は、前条の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員、顧問及び参与

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- 1) 理事 15人以上22人以内
- 2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人又は3人を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第21条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては3人、監事にあっては3人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定める代行順位により、その職務を代行する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第24条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第28条 本会に、顧問5人以内及び参与5人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 第25条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第6章 理事会

(構 成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) この法人の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する場合は、必要な事項を記載した書面をもって、開会の日の7日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する 理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2) 入会金収入
- 3) 会費収入
- 4) 資産から生じる収入
- 5) 事業に伴う収入
- 6) その他

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、毎事業年度の開始の前日までに理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1) 事業報告

2) 事業報告の附属明細書

3) 貸借対照表

4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第41条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(剰余金の処分)

第42条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

(借入金)

第43条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得るものとする。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により 解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補 則

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委員会)

第48条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査研究し、企画実行し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第49条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議により、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第50条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本ファインセラミックス協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人日本ファインセラミックス協会の諸規則等は、一般社団法人日本ファインセラミックス協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本会の最初の代表理事は、会長松下雋、副会長須藤亮、副会長村田恒夫とする。